

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	東松山市物価高騰生活支援事業	①食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、家計における食費の負担軽減を図ることを目的に、全市民を対象として1人あたり5,000円分のギフトカードを配布する。 ②需用費、業務委託料、使用料及び賃借料 ③需用費(消耗品等)585,000円 業務委託料 ・ギフトカードの調達 人口91,300人(推計)×5,000円=456,500,000円 ・その他(配送等に関する委託) 81,867,000円 使用料及び賃借料(パソコン等の賃借料) 2,508,000円 ※交付限度額を超える分については一般財源で補填 ④令和8年1月1日(基準日)時点で東松山市に住民登録がある人	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業(R7.4~11)	①物価高騰の影響により高騰する食材費の増額分を支援することで、令和7年4月から11月までの保護者の負担を増やすことなく、学校給食の質及び量を維持し、円滑に実施する。 ②賄材料費(学校給食センターで購入している分) 学校給食用食材購入委託料(委託先で購入している分) ③[交付金対象分] 食材購入費 賄材料費:194,440,502円 学校給食用食材購入委託料:82,112,513円 194,440,502円+82,112,513円=276,553,015円 保護者負担額(小学校4,100円/月・中学校4,800円/月):212,951,296円 物価高騰分(食材購入費-保護者負担額) 276,553,015円-212,951,296円=63,601,719円 63,601,719円×0.92(教職員案分率)≒58,514,000円 ※食材購入費から教職員分は除いて積算。 ④市内市立小・中学校に通学し、学校給食を喫食している児童生徒の保護者	R7.4	R7.11
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設等給食費等支援事業(R7)	①物価高騰による食材費高騰により、保育施設等の給食費や放課後児童クラブのおやつ代について、保護者負担を据え置くため、各施設に対して価格上昇相当分の支援を行う。 ②公設公営保育所:賄材料費、公設民営施設:支援金、民営施設:支援金 ③④1か月当たりの給食費又はおやつ代(円)×児童数(R7.4.1時点)×消費者物価指数上昇見込み×月数(R7.4~R8.3の12か月)で積算。 ※児童数は職員分を除いて積算。 【公設公営保育所(1か所)】5,100円×0.2×123人×12か月≒1,505,000円 【公設民営保育所(4か所)】5,100円×0.2×321人×12か月≒3,927,000円 【民営保育施設(認可外含む)(28か所)】6,100円×0.2×1,184人×12か月≒17,320,000円 【認定こども園、幼稚園(7か所)】4,800円×0.2×845人×12か月≒9,730,000円 【公設民営放課後児童クラブ(7か所)】2,000円×0.2×476人×12か月≒2,284,000円 【民営放課後児童クラブ(17か所)】2,000円×0.2×863人×12か月≒4,136,000円 合計:38,902千円 ※事業費については、施設ごとに積算の上、1,000円未満を切り捨て処理。	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	東松山市非課税子育て世帯物価高騰支援給付金	①物価高騰により経済的に影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による負担を軽減するため、児童1人あたり50,000円分のデジタルギフトを支援するもの。 ②役務費、委託料、負担金補助及び交付金 ③役務費 88,000円(通信運搬費) 委託料 941,000円(通知書等の作成・印刷、発送の業務委託) 負担金補助及び交付金 750人×50,000円=37,500,000円(QUOカードPay発行) ※交付限度額を超える分については一般財源で補填 ④対象児童数750人 ・令和7年9月1日(基準日)時点で東松山市に住民登録がある人 ・基準日時点で、同じ世帯に平成19年4月2日~令和7年9月1日生まれの子ども(対象児童)がいて、養育している人 ・対象児童を除く世帯構成全員が税の申告をし、令和7年度非課税(所得割・均等割)世帯である人 ・対象児童を除く世帯構成全員が令和7年1月1日時点で日本国内に住居登録がある人	R7.9	R8.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	東松山市水道事業会計繰出・補助(水道料金減免事業)	①物価高騰に直面する市民や事業者を支援するため、水道料金の基本料金を令和8年4月から6か月分免除する。 ②水道事業会計への繰出金 ③基本料金免除額(6か月分):240,000千円(公共施設を除く) ※令和8年4月から9月まで(令和8年度に繰出) システム改修費:2,580千円(令和8年度に繰出) 消耗品費:81千円 印刷製本費:232千円 郵送費:2,009千円 ④市内の全水道使用者(公共施設を除く)	R8.1	R8.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業(R7.12~R8.3)	①物価高騰の影響により高騰する食材費の増額分を支援することで、令和7年12月から令和8年3月までの保護者の負担を増やすことなく、学校給食の質及び量を維持し、円滑に実施する。 ②賄材料費(学校給食センターで購入している分) 学校給食用食材購入委託料(委託先で購入している分) ③[交付金対象分] 月額×消費者物価指数上昇見込み×児童生徒数×月数(4か月分) (小学校)4,100円×0.2×4,565人×4か月≒14,974,000円 (中学校)4,800円×0.2×2,435人×4か月≒9,351,000円 (合計)14,974千円+9,351千円=24,325千円 ※児童生徒数から教職員分は除いて積算。 ※さいたま市消費者物価指数[食料](2025年4月実績値0.152⇒今後の物価上昇を勘案し0.2とする。) ④市内市立小・中学校に通学し、学校給食を喫食している児童生徒の保護者	R7.11	R8.3